

○ 議事日程（第4号）

- 1 議案第 3号 令和元年度山ノ内町一般会計補正予算（第7号）
- 2 議案第 4号 令和元年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計補正予算（第3号）
- 3 議案第 5号 令和元年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 4 議案第 6号 令和元年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）
- 5 議案第 7号 令和元年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 6 議案第 8号 令和元年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第4号）
- 7 議案第 9号 山ノ内町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第10号 山ノ内町名誉町民条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第11号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第12号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第13号 山ノ内町営住宅等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第14号 山ノ内町民住宅に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第15号 山ノ内町公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第16号 山ノ内町下水道事業に地方公営企業法の規定を適用することを定める条例の制定について
- 15 議案第17号 山ノ内町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 16 議案第18号 山ノ内町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の廃止に関する条例の制定について
- 17 議案第19号 令和2年度山ノ内町一般会計予算
- 18 議案第20号 令和2年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計予算
- 19 議案第21号 令和2年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算
- 20 議案第22号 令和2年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算
- 21 議案第23号 令和2年度山ノ内町介護保険特別会計予算
- 22 議案第24号 令和2年度山ノ内町公共下水道事業会計予算
- 23 議案第25号 令和2年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算
- 24 議案第26号 令和2年度山ノ内町水道事業会計予算

○ 本日の会議に付した事件……議事日程に同じ

○ 出席議員次のとおり（13名）

| | | | |
|----|---------|-----|----------|
| 1番 | 小林 央 君 | 8番 | 高田 佳久 君 |
| 2番 | 白鳥 金次 君 | 9番 | 渡辺 正男 君 |
| 3番 | 山本 岩雄 君 | 10番 | 西 宗亮 君 |
| 4番 | 湯本 晴彦 君 | 11番 | 小林 克彦 君 |
| 5番 | 高山 祐一 君 | 12番 | 布施谷 裕泉 君 |
| 6番 | 望月 貞明 君 | 13番 | 山本 光俊 君 |
| 7番 | 徳竹 栄子 君 | | |

○ 欠席議員次のとおり（なし）

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長 藤澤 光 男 議事係長 田村 英 則

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

| | | | |
|---------|---------|-----------|---------|
| 町 長 | 竹節 義孝 君 | 副 町 長 | 小松 健一 君 |
| 教 育 長 | 柴草 隆 君 | 会 計 管 理 者 | 渡辺 千春 君 |
| 総 務 課 長 | 小林 広行 君 | 税 務 課 長 | 山崎 和彦 君 |
| 健康福祉課長 | 大塚 健治 君 | 農 林 課 長 | 鈴木 隆夫 君 |
| 観光商工課長 | 湯本 義則 君 | 建設水道課長 | 小林 元広 君 |
| 教 育 次 長 | 山本 和幸 君 | 消 防 課 長 | 町田 昭彦 君 |
| 代表監査委員 | 児玉 信治 君 | | |

(開 議)

(午前10時00分)

議長(山本光俊君) おはようございます。

本日はご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は13名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

議長(山本光俊君) 本日は日程に従い、議案の審議を行います。

- 1 議案第3号 令和元年度山ノ内町一般会計補正予算(第7号)
- 2 議案第4号 令和元年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計補正予算(第3号)
- 3 議案第5号 令和元年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 4 議案第6号 令和元年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)
- 5 議案第7号 令和元年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 6 議案第8号 令和元年度山ノ内町水道事業会計補正予算(第4号)

議長(山本光俊君) 日程第1 議案第3号から日程第6 議案第8号までの6議案を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

(議会事務局長藤澤光男君議題を朗読する。)

議長(山本光俊君) これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

1人で複数の質疑がある場合は、指名した際、質疑の数を明示し、1つずつ行ってください。以後の議案についても同様とします。

議案第3号について質疑を行います。

8番 高田佳久君。

8番(高田佳久君) 8番 高田佳久です。

2点お伺いしたいと思いますが、まず1点目なんですけれども、6ページの過疎債の起債の関係なんですけれども、こちらのほうは上限額といいまじょうか、頭打ちといいまじょうか、金額の変更ということで今回されておるんですけれども、この金額の変更についての町と県の協議なり経過をご説明していただきたいと思ひます。

議長(山本光俊君) 総務課長。

総務課長(小林広行君) お答えをいたします。

平成31年度の過疎債の申請のスケジュールにつきましては、第1次申請と第2次申請がございまして、第1次申請については、5月8日に書類等の提出をいたしまして、ヒアリングを経て、県から第1次の限度額の通知が7月に来たわけでございます。

その後、限度額の関係で再提出をし、10月18日に1次の同意を頂いたわけでございます。その後、2次申請がございまして、これは1次申請で同意を得られなかったものを含めて、2次申請をさせていただいたところでございますけれども、これが9月にさせていただきました。

県のほうから最終的に、限度額の通知が来たのが12月18日でございます。

現在、その限度額の金額で再提出の協議をしております、3月末には同意が来るというような予定をしております。

ただ、今回の限度額につきましては、先ほどの補正予算のほうで説明をさせていただいたり、上限設定があつて、約1割のカットがされたということでございます。

以上です。

議長（山本光俊君） 8番 高田佳久君。

8番（高田佳久君） それでは2点目についてお聞きしたいと思います、20ページになりますが、多面的機能の支払交付金の返還金が今回発生しておりますが、該当しない部分の草刈りがあつたということなんですけれども、これについての補助率と地元の返還金というのは発生しないのか、お聞かせください。

議長（山本光俊君） 農林課長。

答弁整理のため、暫時休憩します。

（休憩） (午前10時04分)

（再開） (午前10時07分)

議長（山本光俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（山本光俊君） 農林課長。

農林課長（鈴木隆夫君） お答えします。

まず、補助率でございますが、国50、県25、町25でございます。

それで、今回の返還金につきましては、地元からはないということで処理いたします。

以上です。

議長（山本光俊君） ほかにありますか。

9番 渡辺正男君。

9番（渡辺正男君） 9番 渡辺正男です。

1点お願いします。

21ページ、商工費、商工振興費の制度資金保証料補給金と貸付利子補給金なんですが、新型コロナウイルスの影響、大分消費税の増税とかダブルパンチ、トリプルくらいになってしまうのかな。いろいろな影響があつて、経営的に苦しんでいる業者の皆さんが大勢いらっしゃると思うんですけれども、今回の補正でどのくらいの融資額といたしますか、当初予算から含めて、どのくらいの枠拡大になっているのか。

ちょっといかにも足りないのではないかなという気がしているんですが、その辺についてご説明お願いしたいと思います。

議長（山本光俊君） 観光商工課長。

観光商工課長（湯本義則君） お答えいたします。

今回のこの補正を要求する段階では、まだコロナという話が出てこなくて、これは予想したのは台風19号災害と今年の寡雪です。寡雪により資金需要が大幅に増えるということを見込みまして、10月以降実行分の支出見込額を補正したものでございます。

今回コロナによりまして、保証料のほうにつきましては、3月2日付で今回のコロナウイルスによりまして、セーフティネット4号も全国で対象となりましたので、制度資金の保証料につきましては、コロナ対策も、今回台風等寡雪で見込みを大きくしたので、保証料は其中でまだ賄える見込みです。

利子補給につきましては、来年度、ここで仮に借入れを起こした場合でも、利子補給は来年の補給になりますので、コロナによるのはここには入ってきませんので、台風19号と寡雪対策の見込みということで、計上させていただいております。

以上です。

議長（山本光俊君） 6番 望月貞明君。

6番（望月貞明君） 望月貞明。

2点お願いいたします。

1点目は、5ページの土木費で河川占用測量業務、これの橋梁の数と面積、お願いします。

議長（山本光俊君） 建設水道課長。

建設水道課長（小林元広君） お答えいたします。

土木費の繰越明許の関係でございますけれども、河川占用測量業務、これにつきましては、町道黒川上川原線の測量設計等ということでございますけれども、繰越しの理由といたしましては、台風19号災害等の影響もございまして、あと県との調整等時間を要するというところで繰越しとさせていただくというものでございます。

以上でございます。

議長（山本光俊君） 6番 望月貞明君。

6番（望月貞明君） 橋梁の数量というのは、どのくらいあるんですか。数量と面積。

議長（山本光俊君） 建設水道課長。

建設水道課長（小林元広君） お答えいたします。

これにつきましては、町道黒川上川原線、やまびこ広場沿いの町道、河川を占用させていただいて町道にしているということでございますので、その河川占用申請に当たる、そのための測量業務ということでございます。ちょっと、延長等すみません。資料を持ち合わせてございませんので、よろしく申し上げます。

議長（山本光俊君） 6番 望月貞明君。

6番（望月貞明君） では、その下にあります中学校の教育費、これは校内無線LANでよろしいんですか。

議長（山本光俊君） 教育次長。

教育次長（山本和幸君） お答えします。

無線LANではなくてLANケーブルの整備ということで、現在1ギガを10ギガに上げることと、あとキャビネットを配備するという事業でございます。

以上です。

議長（山本光俊君） 6番 望月貞明君。

6番（望月貞明君） 令和5年には、パソコンを全員に貸与するという形になっていますが、その電源ボックスというのはどこの場所に設置する予定でしょうか。

議長（山本光俊君） 教育次長。

教育次長（山本和幸君） すみません。最初のほう聞き取れなかったので、もう一度お願いできますか。

議長（山本光俊君） 6番 望月貞明君。

6番（望月貞明君） パソコンの収納ボックスを設置すると聞いたんですけれども、その設置する場所は、教室であるか、専用のパソコン保管庫か、そのどちらでしょうか。

議長（山本光俊君） 教育次長。

教育次長（山本和幸君） お答えします。

最初のほうに、何年度までに整備するというお話ですけれども、基本的には令和5年度までに整備をしましようという目標で進んでおります。

キャビネットにつきましては、設置場所は、いわゆる保管には十分注意を来さなければいけないということなので、教室等ということで想定していますけれども、細部は今後、学校と詰めていく予定でおります。

以上です。

議長（山本光俊君） 10番 西宗亮君。

10番（西 宗亮君） 1点お願いします。

21ページ、6款1項3目の13節のところにあります大学との観光連携事業、大幅に減額になっております。説明のときに聞き漏らしたかもしれませんけれども、この減額の理由をもう一度お願いしたいと思います。

議長（山本光俊君） 観光商工課長。

観光商工課長（湯本義則君） お答えいたします。

こちらにつきましては、文教大学との連携事業なんですが、まち歩きマップを製作するということでしたが、その中で一部紙ベースでマップを製作することというのを中止しまして、デジタル化、要はネット、紙ベースでは出さなくて、デジタル化に変更する関係上、その分、中止した分、減額ということでございます。

以上です。

議長（山本光俊君） 4番 湯本晴彦君。

4番（湯本晴彦君） 4番 湯本晴彦です。

2点お願いします。

23ページ、土木費の土木総務費、特定既存耐震不適格建築物耐震化ということで、実績がゼロだったということなんですけれども、対象となっていたのは何件くらいあって、またそのゼロになった理由がもし分かればお願いします。

議長（山本光俊君） 建設水道課長。

建設水道課長（小林元広君） お答えいたします。

係のほうからの報告でございますが、当初1件診断をしたいというご相談があったということで当初予算に計上しておったんですが、その後、諸事情で断念されたということで、やむを得ず今回減額補正ということでございます。

以上です。

議長（山本光俊君） 4番 湯本晴彦君。

4番（湯本晴彦君） 2点目です。

26ページなんですけれども、教育費のふれあいセンター整備費、こちらの財源で、空き家対策総合支援事業補助金が減額、全部駄目だったのかなと思うんですけれども、これは結局採択はされなかったという理解でよろしいのでしょうか。

議長（山本光俊君） 教育次長。

教育次長（山本和幸君） お答えします。

採択されなかったということではなくて、変更が生じたということで、その一つがいわゆる既存建物の耐震診断の再調査を実施しなければならなくなったということで、本来予定していた実施設計業務から基本設計、そこに変えなければいけないということで、それに伴う減額、それとプラス要素としましては、その耐震については補助対象になりました。それと給食室の解体費も補助対象になったということで、トータルで241万9,000円の減額ということです。

以上です。

議長（山本光俊君） 11番 小林克彦君。

11番（小林克彦君） 1点お願いします。

17ページ、児童福祉費、児童手当費382万5,000円の減。これは説明ございましたように、対象者減ということなんですけれども、382万5,000円、金額的にはあれですけれども、平成30年度で1万3,339人対象ということだったんですけれども、当初の人数をどういう形に人数を読んで、対象として予算を組んでおられたか、そしてどうして途中で、こういう減るに至ったか、その理由をお聞かせください。

議長（山本光俊君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） お答えいたします。

人数が減ったというような形でございますけれども、トータル的には人数件数ということで、1件1人というような形なんですけれども、トータルで205件減ったというようなことで、年間3期交付しておりますので、おのずとその部分ということではありますが、現実的には人数が単純に減ったというふうにお答えせざるを得ないんですが、予算時とこの実績時で、差異が生じているわけでございますけれども、その減少分が読めなかったというようなことでございます。

以上です。

議長（山本光俊君） 11番 小林克彦君。

11番（小林克彦君） 現状、この決算書で、概要報告書にその対象者が第1子、2子、3子とか区分が出ていますけれども、現在、もし区分が出ているようでしたら、表になっているようでしたら、後でお願いしたいんですが、よろしいですか。

議長（山本光俊君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） 後ほど資料を提出させていただきたいと思います。

以上です。

議長（山本光俊君） 1番 小林央君。

1番（小林 央君） 22ページなんですけど、聞き逃してしまったかもしれないんですが、インバウンド推進費のこのマイナスについて教えてください。

議長（山本光俊君） 観光商工課長。

観光商工課長（湯本義則君） お答えいたします。

9節11、13、いずれも当初ベイルのほうのプロモーションを予定していたんですが、本年度につきましては、トップセールス中国に変更になったもので、その辺の旅費の減少。あとは委託料等につきましては、県との連携によりまして経費が抑えられたため、減額するものであります。

議長（山本光俊君） ほかにありますか。

12番 布施谷裕泉君。

12番（布施谷裕泉君） 12番 布施谷裕泉です。

24ページの教育費、20節の扶助費、要・準要保護児童援助費が70万の減となっていますけれども、人数的に、あと内容的にどういう変化があったというようなことで、変わりあるでしょうか。

議長（山本光俊君） 教育次長。

教育次長（山本和幸君） お答えします。

要・準要保護児童援助費、小学校費の関係は、予算立ての段階では50名見込みということで立てておりました。前年実績からの予算立てということで立てておりましたんですが、2月現在42名ということで、数字の減もありますけれども、そういったことが要因となって70万円を減額するものです。

以上です。

議長（山本光俊君） ほかにありますか。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第3号を採決します。

議案第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、議案第3号 令和元年度山ノ内町一般会計補正予算（第7号）については原案のとおり可決されました。

議案第4号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第4号を採決します。

議案第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、議案第4号 令和元年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

議案第5号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

初めに、原案に対し反対者の発言を許します。

9番 渡辺正男君、登壇。

（9番 渡辺正男君登壇）

9番（渡辺正男君） 9番 渡辺正男。

議案第5号 令和元年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に対し、反対の立場から討論をいたします。

ちょっと昔の話になりますが、平成28年3月28日、4年前になりますが、この3月議会最終日、本会議で、28年度からの国保税値上げ、これ3.4%の値上げでしたけれども、この条例改正案が審議をされました。

そのときに私は反対討論の中で、こう申し上げてあります。

基金から1,800万の繰入れが必要で、基金残高は5,221万円まで減少との試算ですが、今議会の一般質問で、12月までの保険給付費の伸びは、前年度対比で1.3%の伸びとの答弁がありました。このまま推移すると、保険給付費の決算見込みは約11億3,800万円ということになります。

ところが、今議会で可決された国保会計の補正予算（第2号）、これは最終補正になりますが、保険給付費の予算現額は当初予算のままの11億8,578万円余です。その間には、4,600万円余りの開きがあります。

また、歳入では基金繰入れが約1,276万円ということで、500万円余の開きがあります。歳入歳出合わせると、5,000万円以上の余力がある、開きがあるということになります。11月時点で想定した状況とはかなり違ってきています。決して楽観視するわけではありませんが、私の試算では、27年度は逆に基金積立てに転じると考えております。

保険給付費の伸びを過大視し、歳入を厳しく見るあまり、値上げが必要との結論になったものと推察します。27年度の決算見込みに誤差があり、今後、被保険者数が約5%減少し、診療報酬が1.03%減額改定される中で、保険給付費だけは4%ずつ増という無理のある想定の下に、被保険者に負担増をお願いすることはとてもできません。

しかも保険者支援金の増額もあることを考慮すると、値上げは必要ないものと考えます。

これが当時、私が3月議会で討論した中身ではありますが、このときは結局賛成多数で可決されて、値上げがされたわけですけども、3月議会時点での補正予算が実態とはかけ離れたものだったということでもあります。

そして、この年の9月議会、この補正予算、数えましたけれども、結局9月では決算認定になりますけれども、そのときの私の反対討論はこんなふうに申し上げました。

思い起こせば、これから毎年保険給付費が3%ずつ伸びていく。27年度は基金を約1,800万円取崩しという想定のもとで、国保税値上げの条例改正を議決したのが、今年3月28日の3月議会最終日でした。そのわずか3日後には、保険給付費の伸びは対前年度比0.3%減、基金は逆に2,238万円の積立てとなった第3号補正予算案が、専決処分されました。6月議会で、私はこの事実を知りましたが、このときは愕然としました。くしくも、今決算には保険給付費も基金も、私の指摘どおりとなりました。問題は、私が指摘した3月28日時点で、既に担当者レベルでは分かっていたはずではないかという点です。議会にも直近のデータが示されていたなら、値上げの条例改正案が可決されていたかどうか、甚だ疑問です。

これが決算のときの私の討論であります。

当時を振り返ると、国保運営協議会は実質審議は1回だけで、しかも非公開、まさに国保会

計の暗黒の時代だったというふうに思います。

結局27年度末基金残高は5,200万円に減るどころか、9,250万円に増え、値上げ後は28年度末1億6,231万円、29年度末には2億6,907万円と膨れ上がりました。

結論から申し上げますと、値上げは全く必要がなかったということでもあります。

国保税の改定に当たって、的確な判断をするためには、直近のデータ開示が不可欠であるというふうに思います。この反省に立つかどうかは分かりませんが、平成30年3月議会、2年前になりますけれども、に提案された29年度国保会計補正予算案は、歳入歳出とも細部にわたって丁寧な補正でした。

質疑の中で、私は、今回、「今まで前例のないほど3月の時点での補正ということであれば、大変細かく補正予算を提示していただいたことを評価いたします。要望した立場からそういうふうに思います」と述べさせていただき、賛成をいたしました。

ただいま議題となっております令和元年度補正予算（第4号）ですが、歳出の補正は全くなく、保険給付費は当初予算のままで直近の情勢は反映されておらず、ここ数年積み上げてきた到達点をないがしろにし、またあの暗黒時代へ逆戻りさせるものと断ぜざるを得ません、残念ですが。

今議会、国保税会計の条例改正案が提案されている中で、その是非の判断基準となる補正予算がこれでは困ります。とても賛成はできません。

皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（山本光俊君） 次に、原案に対し賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論を終わります。

議案第5号を採決します。

議案第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（山本光俊君） 起立11人で多数です。

したがって、議案第5号 令和元年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

議案第6号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第6号を採決します。

議案第6号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(山本光俊君) 起立全員です。

したがって、議案第6号 令和元年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

議案第7号について質疑を行います。

9番 渡辺正男君。

9番(渡辺正男君) 9番 渡辺正男です。

今回の補正については、どの場所というふうにはちょっと言いづらいんですが、歳入のほうの4ページから見ますと、保険料の収入が500万円プラス。それから国庫支出金約200万円の介護給付費負担金現年度分がプラスと。あと細かいのがあって、保険給付費の減額に伴うそれぞれのルール分の補正が、介護給付費交付金、それから県支出金が減額となっておりますが、最終的に前年度の繰越金を満額計上することで、1,900万、約2,000万円ぐらいです。

結果として支払準備基金からの繰入金が、2,600万円減というふうになっておりますけれども、この計算ですと、保険給付費全体が減る中で、一般会計といいますか、町のほうで見る分も負担が減るわけです。この会計の中で負担する部分も減る。今回、この基金の繰入れでは2,600万を減らしてありますけれども、前年度の繰越金と、それから先ほど言った歳入のほうでプラスになっている部分、その辺に対して、まだ全体とすれば減額になるんじゃないかと思うんですけれども、最終的に2,600万円の基金繰入金、当初の5,000万から半分以下になったということで、最終的にこの状態でいくと、決算は基金残高というのは幾らになるんですか。要は、その基金残高が知りたいのと、今回のルール分という、全体の保険給付がこれだけ減って、国の分、それから交付金、県、町負担分がどういう割合で減額になっているのか、それをお願いしたいと思います。

議長(山本光俊君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(大塚健治君) お答えいたします。

基金残高については、ちょっと今、資料の持ち合わせがございませんので、後ほどでもよろしいでしょうか。

(「はい」と言う声あり)

健康福祉課長(大塚健治君) それで、今のご質問の関係であります、中身のバランスがちょっと悪いのではないかというようなふうに、私聞こえたんですが、そんなことで答弁させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と言う声あり)

健康福祉課長(大塚健治君) まず、ご指摘のとおり、繰越金が約2,000万ほどになりましたもので、この財源調整で基金繰入金のほうを精査していただきました。

また国のほうの精算金といいますか、事業実施の実態に合わせた金額で200万円ほど増やし

て、また保険料の実績見込みの中で、収入見込みで500万円ほど増額してございます。この関係から、今言った支払準備基金のほうのトータルが、約2,600万ほど下がったという内容でありますけれども、他会計繰入金、これは一般会計の部分でありますけれども、先ほどのご指摘のありましたルール分としましては、ここの5ページのところに記載してございます287万5,000円が減額になっているというようなこと。それから各保険給付費の精査として、支払基金交付金と県支出金、それぞれ計算をしているわけですが、あくまでもこれはルール分にとって計算をさせていただいたということでもありますので、歳出のほうの保険給付費の減額等がございまして、これを合わせてそこら辺のところを精査しているということで説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議長（山本光俊君） 9番 渡辺正男君。

9番（渡辺正男君） ルールどおりだと言われればそうなんですけれども、何か、とても余裕がある感じを受けるんです。

2,600万円の基金繰入れの減額ですけれども、これ、もうちょっとマイナスになってしまうのではないかと。要は基金が思ったほど減らないのではないかというふうに、私、これを見させてもらって感じるんですけど、その辺どうでしょうか。

議長（山本光俊君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） お答えいたします。

今の基金繰入れの金額が、もう少し少なくなるということですか。

私どものほうで計算した関係でいきますと、保険給付に見合う金額で会計のほうを整理させておりますので、これが最終的に保険給付費がまだまだ残っておりますので、実際、最終的にはあと2か月分支払いがあるわけなので、その関係がどの程度予算のところで影響してくるかというのはちょっとまだ見えていないところでもありますけれども、今回の補正予算の部分につきましては、介護保険計画に対比いたしまして94.3%の内容で予算総額を設定してございますので、余裕のあるかないかという部分につきましては、ちょっと今お答えはできませんけれども、一応可能な限り精査させていただいたということでご理解いただければと思います。

以上です。

議長（山本光俊君） よろしいですか。

ほかにありますか。

質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第7号を採決します。

議案第7号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、議案第7号 令和元年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

議案第8号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第8号を採決します。

議案第8号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、議案第8号 令和元年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

7 議案第 9号 山ノ内町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

8 議案第10号 山ノ内町名誉町民条例の一部を改正する条例の制定について

9 議案第11号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

10 議案第12号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議長（山本光俊君） 日程第7 議案第9号から日程第10 議案第12号までの4議案を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

（議会事務局長藤澤光男君議題を朗読する。）

議長（山本光俊君） これより議案ごとに質疑を行います。

議案第9号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第10号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第11号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第12号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。会議規則第39条の規定によって、議案第9号から議案第12号までの4議案を総務産業常任委員会に審査を付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（山本光俊君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号から議案第12号までの4議案を総務産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、審査の結果につきましては、会議規則第46条第1項の規定によって、本会期中に報告できるようお願いします。

-
- 1 1 議案第13号 山ノ内町営住宅等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 1 2 議案第14号 山ノ内町民住宅に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 1 3 議案第15号 山ノ内町公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について
 - 1 4 議案第16号 山ノ内町下水道事業に地方公営企業法の規定を適用することを定める条例の制定について
 - 1 5 議案第17号 山ノ内町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
 - 1 6 議案第18号 山ノ内町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の廃止に関する条例の制定について

議長（山本光俊君） 日程第11 議案第13号から日程第16 議案第18号までの6議案を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

（議会事務局長藤澤光男君議題を朗読する。）

議長（山本光俊君） これより議案ごとに質疑を行います。

議案第13号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第14号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め質疑を終わります。

議案第15号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第16号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第17号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第18号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。会議規則第39条の規定によって、議案第13号から議案第18号までの6議案を総務産業常任委員会に審査を付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(山本光俊君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号から議案第18号までの6議案を総務産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、審査の結果につきましては、会議規則第46条第1項の規定によって、本会期中に報告できるようお願いします。

17 議案第19号 令和2年度山ノ内町一般会計予算

18 議案第20号 令和2年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計予算

19 議案第21号 令和2年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算

20 議案第22号 令和2年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算

21 議案第23号 令和2年度山ノ内町介護保険特別会計予算

22 議案第24号 令和2年度山ノ内町公共下水道事業会計予算

23 議案第25号 令和2年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算

24 議案第26号 令和2年度山ノ内町水道事業会計予算

議長(山本光俊君) 日程第17 議案第19号から日程第24 議案第26号までの8議案を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

(議会事務局長藤澤光男君議題を朗読する。)

議長(山本光俊君) これより議案ごとに質疑を行います。

議案第19号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第20号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第21号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第22号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第23号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第24号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第25号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第26号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。会議規則第39条の規定によって、議案第19号から議案第26号までの8議案を予算決算審査委員会に審査を付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(山本光俊君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号から議案第26号までの8議案を予算決算審査委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、審査の結果につきましては、会議規則第46条第1項の規定によって、本会期中に報告できるようお願いします。

なお、予算審査の日程は、お手元に配付したとおり予定しておりますので、ご確認をお願いします。

正副委員長及び各部会長におかれましては、審査が的確かつ迅速に進められますよう、審査

日程により、あらかじめ関係課と打合せの上、審査をお願いします。

議長（山本光俊君） 以上をもって、本日付議されました案件の審議は全て終了しました。

これにて本日の会議を閉議し散会します。

大変ご苦労さまでした。

(散 会)

(午前10時49分)